

大津市企業局
新型インフルエンザ等対策業務計画

大津市企業局

目次

第1章 総則	2
第1節 基本的事項	2
第1 計画の目的	2
第2 新型インフルエンザ等に関する基礎知識	2
第3 発生段階	5
第2節 基本的な方針	6
第1 計画の視点	6
第2 計画の基本的方針	6
第2章 業務継続計画	8
第1節 新規対応業務	8
第1 資材班	8
第2 情報監理班	9
第3 衛生班	10
第4 労務管理班	12
第2節 従来業務への対応	14
第1 保安部門	14
第2 浄水場部門	14
第3 終末処理場部門	18
第4 総務部門	21
第5 技術部門	27
第6 施設部門	30
第7 下水道部門	31
第3節 新型インフルエンザ等対策本部	34
第4節 計画の推進に向けて	35

第1章 総則

第1節 基本的事項

第1 計画の目的

この業務計画は、新型インフルエンザ等が国内外で大流行した場合においても、市民生活に欠くことのできない上下水道、ガスのライフライン機能を維持するために、大津市企業局（以下「企業局」という。）が行うべき対応・措置を定めることを目的とするものである。

なお、大津市は、市民生活に不可欠な行政サービスの提供と市民への感染拡大の防止及び感染予防の対策を図るため、必要な取組・対応などを大津市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（以下「市の業務計画」という。）として策定しており、この業務計画に記載のない事項は、市の業務計画に準じるものとする。

第2 新型インフルエンザ等に関する基礎知識

1 新型インフルエンザ

新型インフルエンザウイルスとは、動物のインフルエンザが、人の体内で増えることができるようになり、人から人へと容易に感染できるようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患を新型インフルエンザという。

新型インフルエンザウイルスは、人類にとっては未知のウイルスであり、人は免疫を持っていないため、容易に人から人へ感染して拡がり、急速な世界的な大流行（パンデミック）を起こす可能性がある。

新型インフルエンザの症状は未確定であるが、大部分の人が免疫を持っていないため、通常のインフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人が罹患することが想定されている。それと同時に肺炎などの合併症を起こし、死亡する可能性も通常のインフルエンザよりも高くなる可能性がある。過去大流行したスペイン・インフルエンザにおいては3回の流行の波があり、一つの波が約2か月続き、その後流行の波が2～3回あると考えられている。そのため、一度流行が終わったとしても、次の流行に備えて更なる対策を行う必要がある。

2 新型インフルエンザのワクチン

新型インフルエンザのワクチンには、パンデミックワクチンとプレパンデミックワクチンがある。パンデミックワクチンとは、実際に出現した新型インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンであり、国によって、国民全員分を製造する計画である。発症予防や重症化防止の効果があると考えられているが、実際に新型インフルエンザが発生しなければ製造できない。また、現在の製造方法では、製造から出荷まで6か月程度もかかり、国民全体にいきわたるには1年以上もかかるとも言われている。

プレパンデミックワクチンとは、新型インフルエンザウイルスが発生する前に、鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンである。国は鳥インフルエンザウイルス（H5N1）に対するワクチンをプレパンデミックワクチン原液として製造、備蓄している。特定接種の考えに基づき、政府対策本部長がその緊急の必要があると認める時に、上下水道・ガス事業者始め社会機能維持者は優先的に接種されるが、必ず効果があるとは言い切れない。すなわち、医学的には完全な予防策は現時点ではなく、それを前提とした計画の策定が必要となる。

3 新型コロナウイルス

令和元年12月以降、世界中に拡散している新型コロナウイルスはコロナウイルスのひとつ。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれる。新型コロナウイルスの感染者数は、世界全体で1,700万人を超え、国内では3万7千人を超えている。（令和2年8月1日現在）

そのような中、滋賀県では令和2年3月5日に県内初の感染が確認され、4月16日の「緊急事態宣言」を受け、外出自粛等により人と人との接触機会を低減する「滋賀1/5ルール」を提唱し、5月14日には「社会経済活動の再開」と「感染者が再度増えてきた際の対策強化」を図るため、客観的指標により3段階に分けたステージごとの対策を講じる「コロナとのつきあい方 滋賀プラン」を策定された。

4 新型コロナウイルスのワクチン

一般に、ワクチンの開発までには、当該ワクチンの有効性・安全性の確認や、一定の品質を担保しつつ、大量生産が可能かどうかの確認などを行う必要があり、開発には年単位の期間がかかる。そうした中でできるだけ早いワクチンの開発・供給は急務であり、政府においては、ワクチンの研究開発の加速化、ワクチンを可能な限り迅速に生産し、速やかに接種を可能とするための体制整備といった予算を盛り込み、本格的に取り組んでいる。国内においては、組換えタンパクワクチン、不活化ワクチン、メッセンジャーRNAワクチン、ウイルスベクターワクチンなど多数の種類のワクチン開発が行われおり、臨床試験が開始されてワクチンもある。

5 被害予測など

新型インフルエンザの流行規模は、国が示した対策行動計画に従い、発病率について人口の25%が罹患すると想定。流行期間は約8週間程度とされ、また従業員や家族の罹患等によってピーク時（約2週間）には、従業員の最大40%が出勤困難となることが予想される。

これら推計については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

また、新型コロナウイルスなど未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

なお、新感染症の中には、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様の現象が発生する可能性のものがあ、このように健康被害や社会的影響が大きくなる新型インフルエンザ等は、全体的な危機管理として対応する必要がある。

6 一般的な感染予防対策

(1) 手洗い

手洗いは感染防止策の基本であり、外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻りに手洗いを実施することが望ましい。流水と石鹼による手洗いは付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60%～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。

手洗いは流水と石鹼を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60%～80%含まれている消毒薬）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

(2) 咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみができる時に、他人にうつさないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないように注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが望ましい。咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

(3) 生活上の注意点

・適切な環境の維持

日常的な清掃の実施により、室内環境を清潔に保つよう心がける。また、加湿器等を利用して、十分な湿度を保つとともに適度な室温を維持する。

・規則正しい生活の実践

ウイルスへの抵抗力を高めるため、十分な休養、適切な食事、適度な運動を心がける。

・各家庭で保存食糧や生活必需品を備蓄しておくことが望ましい。

・鳥、鶏肉、豚、豚肉に対する注意

鶏・豚舎や生きた鳥・豚を扱う市町村への立ち入り、生きた鳥・豚との接触は避ける。鶏肉や豚肉は加熱調理するよう心がける。調理中に生肉に触れた調理器具は加熱消毒し、手は石鹸等で良く洗う。

・発生国への渡航

外務省の渡航情報に従うが、新型インフルエンザ等発生国への渡航は公的・私的を問わずやむを得ない場合に限ることが望ましい。

第3 発生段階

発生段階においては、下表のとおり6つの段階に分類する。なお、新型コロナウイルス感染症が海外で発生した際、国内では、まず首都圏で感染者が発生し、大阪、京都へと拡大した後、短期間のうちに大津市内で感染者が発生したことを踏まえ、県内と近隣都市（京都・大阪）の感染者の発生状況を同じ段階として分類する。

また、小康期となった場合も、新型インフルエンザ等のワクチンや治療薬が確立し、国民に行き渡るまでは、感染の波は継続すると想定されることから、感染者の状況により、3～5の発生段階における対策は繰り返し講じることとなる。（※市の業務計画と同じ）

発生段階		状態
第1段階	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
第2段階	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生しているが、国内では発生していない状態
第3段階	国内発生、県内・近隣都市（京都・大阪）未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内・近隣都市（京都・大阪）では新型インフルエンザ等が発生していない状態
第4段階	県内・近隣都市（京都・大阪）発生早期	県内・近隣都市（京都・大阪）で新型インフルエンザ等が発生しており、県内の全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
第5段階	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少にいたる時期を含む）
第6段階	小康期（再燃期）	国内の新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

第2節 基本的な方針

第1 計画の視点

1 人命を最優先

お客様、関連事業者、職員の人命保護を最優先とする。

2 感染の拡大防止

予防対策を整え、防疫資材等を確保し、上下水道、ガス事業者としての社会的責任を考慮し、お客様、関連事業者、職員への感染拡大防止に努める。

3 上下水道、ガス事業の継続

上下水道は、生命維持及び衛生管理に不可欠で代替が無いことから、その供給及び汚水処理の途絶を招かないように努める。また、ガスについても、大規模な途絶を招かないよう努める。

第2 計画の基本的方針

1 業務の優先度

新型インフルエンザ等の発生時においては、その発生段階に応じて大津市企業局新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の決定を受け、通常業務を縮小・停止し、優先度の高い業務に移行する。その判断基準及び移行時期は、発生段階における第3段階及び第4段階を1つの目安に、対策本部において決定する。

なお、優先業務への移行においては、各所属が定めた優先・非優先業務計画に基づくものとし、業務の優先度の考え方は次のとおりとする。

「優先業務（優先度A）」

新型インフルエンザ等の発生時においても、業務を休止すると市民生活や社会機能維持に重大な影響が生じるなど、中断することができない業務（水道、ガスの供給機能維持及び下水道の汚水処理機能維持に必要な業務並びにその支援業務）

「非優先業務（優先度B）」

新型インフルエンザ等の発生時においても、業務を休止できないが、通常どおり維持すべきとは言えず、業務量を縮小すべき業務。また、法手続きの遅れなどを生じる場合があるが、非常時にはやむを得ない業務

「非優先業務（優先度C）」

新型インフルエンザ等の流行の回復期、小康期に先送りが可能な業務。又は感染防止拡大の観点から、積極的な休止等が望ましい業務

また、優先・非優先業務に係る委託契約書及び工事請負契約書の仕様書等には、別に定める条項の記載若しくは特記仕様書の添付を行うものとする。

2 体制の確保等

優先業務を継続的に実施していくために、非優先業務の実施者がその交替要員となるよう体制の確保に努める。加えて、職員の感染防止対策の観点からも業務の実施方法・手法の見直しを行うとともに、時差勤務やテレワーク、交替勤務を導入するなど職員の勤務形態・勤務体系について弾力的かつ機動的に対応するものとする。

特に、浄水場業務及び終末処理場業務は、第4段階以降は、従事職員ができるだけ人と接することを避け、新型インフルエンザ等への罹患を最小限にするため、浄水管理センター及び水再生センターにおいては、必要に応じて各施設に籠城する体制又は分散勤務体制へと移行する。

また、市庁舎及び執務室の閉鎖等（一時的・部分的な利用制限含む。）に備えて、ICT等の新たな技術の導入や、企業局の会議室・研修センター等の代替施設（執務スペースとして）の利用について弾力的に対応するものとする。

第2章 業務継続計画

業務継続計画を、新たに対応しなければならない業務「新規対応業務」と、従来の業務への対応「従来関連業務」の2つに分類する。

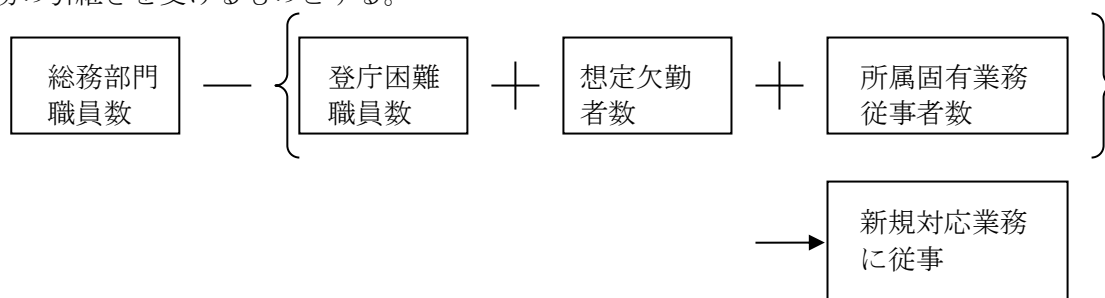
第1節 新規対応業務

新規対応業務は、資材班、情報監理班、衛生班、労務管理班に分かれて活動し、主として、総務部門のうち企業総務課、危機管理室、経営戦略室、経営経理課、契約管財課、工事監理課、料金収納課の職員が担当するものとする。

特に、優先業務への移行が決定された（優先、非優先が仕分けされた）段階以降は、下記のとおり所属固有業務に従事する職員を除いた職員が、予め定められた業務に就くこととする。

なお、対策本部が設置されるまでは、企業総務課においてこれらの業務を所管する。

ただし、対策本部が未設置であっても、必要に応じて上記の総務部門で協議を行い、企業総務課より業務の引継ぎを受けるものとする。



第1 資材班（主に契約管財課が担当する。必要人員4名。）

1 第1段階・第2段階

(1) 衛生用品と防護服

次に挙げる個人防護具と衛生用品を発注し、備蓄する。必要な数量は正規職員並びに会計年度任用職員の全員が回復期まで要するであろう50日分に予備10日分を加えた計60日分とする。さらに個人防護具は適正に使用しないと効果は十分に得られないため、適切な使用法を伝える文書を作成し、配布する。

- ア 内勤時用マスク（250人×60日分＝15,000枚）※弱毒時に対応
2層構造以上の不織布製のマスク（ガーゼマスクではない）を準備する。
- イ 外勤時用マスク（100人×60日分＝6,000枚）
内勤時用よりも密閉性及びウイルス遮断性の高いマスクを準備する。
- ウ 来庁者用マスク（20人×60日分＝1,200枚）
内勤時用マスクと同じ構造のものを準備する。
- エ 手袋（100人×2組×60日分＝12,000組：1日2組は必要）
ゴム製の使い捨て手袋を準備する。（汚れ防止なので滅菌済みの必要なし）
- オ ゴーグル（100人分：殺菌消毒可能）

直接的な感染だけでなく、不用意に目を触ることを防ぐことで感染予防につながる。

カ 防護服（30人分：現場用及び衛生班用）

感染者（疑いのある者）と接触するときが必要となる。

キ その他

（ア）アルコール成分含有ウェットティッシュ

（1個/10日×60日分×16所属+6個×5会議室=126個）※1個あたり100枚入り

（イ）消毒薬（職員用75本/2ヵ月+来庁者用4フロア×4=79本）

※1本あたり360ml入り

（ウ）うがい薬（55本/2ヵ月）※1本あたり500ml入り

（エ）検温計（各課にて常備。予備5本）

（オ）使い捨て検温計（業務系来庁者用 20人×60日分=1,200枚）

（カ）搬送用担架（本庁3基、研修センター2基、浄水場4基、水再生センター1基）

(2) 衛生用品と防護服の管理体制

備蓄品については資材班管理のもと、山上倉庫、研修センター又は市庁舎にて備蓄し、在庫状況を常に確認するとともに納期を予測して随時追加発注する。なお、主担当者が欠勤しても管理体制を継続できるようにマニュアルを策定する。

2 第4段以降

(1) 各施設籠城中職員への食料支給

食料品店が開店している期間では、各施設籠城中職員より日々必要な食料品目をFAX又は庁内メールにより受信し、これをもとに調達した食料を研修センター等籠城施設の入り口に置くなどして、対面することなく食料を届け、実費を回収する。

第2 情報監理班（第3段階以降、主に企業総務課、危機管理室及び経営戦略室が担当する。第4段階以降の必要人員4名。ただし、労務管理班員との重複を想定。）

1 第1段階・第2段階

(1) 通常のインフルエンザワクチン接種の推奨（企業総務課担当）

全職員に通常のインフルエンザの予防接種を受けるよう推奨する。但し、副作用のリスクもあるため、十分認識させることが必要となる。

(2) プレパンデミックワクチンの接種対象者、接種についての説明（企業総務課担当）

プレパンデミックワクチンの接種については、浄水場及び終末処理場部門の専門職員となる浄水管理センター及び水再生センター職員を最優先とする。なお、ワクチンの接種については、副作用の恐れがあること、効果が未確定であるために接種後にも感染防止策を講じなければならないことについて説明し、本人の同意を得ておく。

(3) 関係機関からの情報収集（企業総務課、危機管理室担当）

ア WHO（世界保健機関）、厚生労働省、日本水道協会、国土交通省、日本下水道協会、経済産業省、日本ガス協会の対応状況について最新情報を入手する。（国土交通省、日本下水道協会に係るものについては下水道施設課より情報提供を受ける。）

イ 滋賀県防災危機管理局主導ネットワークとの情報交換を行う。（上下水道、ガス以外のライフライン）

イン維持者との情報共有になる。)

(4) 滋賀県下での情報収集（危機管理室担当）

新型インフルエンザ等の感染拡大地域を把握するとともに、その特徴、症状、治療法についての情報を収集する。

(5) 企業局稼働状況の周知（経営戦略室担当）

お客さまや指名登録業者に企業局関係工事、契約、料金支払関係の現在の状況を企業局の広報紙やHP、SNSなどを用いて情報提供する。

(6) 職員個人情報の収集（企業総務課担当）

万が一の出勤要請に備えて各職員の携帯電話の番号及びメールアドレス情報を把握する。
(各所属長に所属員から緊急連絡網の使用承諾を得てもらう。)

2 第3段階以降

(1) 注意喚起

以下の要領で注意喚起を行う。

- ア 出勤前に検温し、発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出勤しないこと。
- イ 勤務中、通勤時には常時マスクを着用する。（環境により2種類を使い分け）
- ウ 不要不急の外出や集会（上下水道、ガス事業者内の会議含む）を自粛するとともに、不特定多数の集まる場所に近寄らないようにすること。
- エ 外出を余儀なくされた場合も極力公共交通機関は利用せず、利用する場合であってもラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないこと。
- オ 症状のある人（咳やくしゃみなど）には極力近づかないこと。接触した場合は手洗い、うがい、消毒、洗顔などを行うこと。
- カ 手で顔を触らないこと。（接触感染を避けるため）
- キ 企業局内連絡用メール配信システムを用いて、各段階毎の対応可能医療機関や臨時医療施設の情報を提供する。（アドレス情報のない職員には各所属担当者から直接電話連絡で対応）

(2) 企業局稼働状況の周知

お客さまや指名登録業者に企業局関係工事、契約、料金支払関係の現在の状況を企業局のHPや広報紙、SNSなどを用いてその状況変化を迅速に情報提供する。

第3 衛生班（第3段階以降、主に料金収納課及び経営経理課が担当する。第4段階以降の必要人員6名。）

1 第2段階

(1) 感染した可能性のある職員への対応準備

- ア 個人防護具の適正な使用方法、感染者に介助にあたる方法、消毒すべき箇所について、保健所職員にて指導してもらう。（企業総務課職員、危機管理室職員、経営戦略室職員、経営経理課職員、契約管財課職員、工事監理課職員、料金収納課職員及び浄水施設課長、水質管理課長、水再生センターの所長の職にあるものが受講。）
- イ 保健所職員の指導にて習得した技術をマニュアル化する。

2 第3段階以降

(1) 感染した可能性のある職員への対応準備

衛生班職員に対して、第2段階で対応方法を習得した職員がこれ以降集中的に訓練を行い習熟させる。

(2) 職場の清掃・消毒

- ア 各窓口に消毒液を設置する。また、職員がよく触れる部分（机、ドアノブ、スイッチ、テーブル、イス、更衣スペース）を各所属の職員が朝、出勤後すみやかに1回、更に昼休み時に1回の計2回拭き取り清掃をするよう指示し、さらに消毒当番表・消毒記録作成の指示も行う。（様式については衛生班にて準備。）
- イ 共用部分については、管財課からの委託業者（自社準備の感染防止対策を徹底した服装にて巡回）にて対応する。使用済みマスクについても同委託業者対応とする。
- ウ 会議室についてはアルコール成分含有ウェットティッシュを室内に設置し、使用者が室内を消毒してから退室する。
- エ 保安、浄水場及び終末処理場部門の基地となる研修センター、浄水管理センター及び水再生センターに消毒用資材を設置する。

(3) 管財課委託業者勤務不能時

- ア 次の共有スペースの消毒を実施する。
 - (ア) ドアノブ（251AB、252、253会議室、5階更衣室）
 - (イ) 手すり（地下、1階、4階、5階、6階）
 - (ウ) 便所ドア及び洗面所蛇口（地下、1階、4階、5階、6階）
 - (エ) 炊事場蛇口（1階、4階、5階、6階）
- イ 使用済みマスクの廃棄は次の手順で衛生班が行う。
 - (ア) ゴミ箱の取手を消毒液で拭く。
 - (イ) マスク・ゴーグル・手袋着用の上ゴミ箱内袋の口を閉じる。
 - (ウ) 地下可燃ゴミ廃棄場所へ持って行く。
 - (エ) ゴミ箱に新たな袋を張る。
 - (オ) 着用していたマスクを捨てて、手洗い、うがい、洗顔をする。

3 第4段階以降

(1) 職場への入場制限等

- ア 水道、ガスの供給及び下水道の汚水処理継続業務に資する委託業者を除き、原則として入場禁止とする。
- イ お客さまについても、原則入場を避けていただく。新館1階ロビーに衛生班窓口を設け、やむを得ず入場される場合には、設置窓口にて手指を消毒してもらい、応対者の装着するマスク、手袋を訪問者にも装着してもらおう。訪問者分の衛生用品についても、職員用と同じく資材班の職員にて管理する。
- ウ 職場への入退室時には、出入り口等で手指のアルコール消毒を行う。お客さまや取引先についても実施していただく。

(2) 職場内で発症した職員への対応

- ア 発症の疑いのある者を執務室から離れた場所に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で252会議室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した衛生班職員が発症者にN95

マスクを着けさせ、たうえで担架を用いて援助する。

イ 労務管理班の指示を受けて、発症者を医療施設へ向かわせる。

ウ 252会議室、発症者の執務スペースをアルコール含有ウェットティッシュを用いて消毒する。
個人防護具を外した後はすぐに手洗い及びうがいをし、さらに消毒液で手の消毒を行う。

第4 労務管理班（第3段階以降、主に企業総務課及び工事監理課が担当し、危機管理室及び経営戦略室が支援する。第4段階以降の必要人員4名。ただし、情報監理班員との重複を想定。）

1 第1段階

(1) 各所属の応援名簿登録者確認

各所属に対して、新規業務従事予定者、第4段階における固有業務従事者並びに保安、浄水場及び終末処理場部門業務への応援予定者についてのリスト作成を依頼し、報告を受けたうえで集約する。

(2) 通勤手段の確認

企業局全職員の通勤方法を把握できる資料を作成する。

2 第2段階

(1) 職員感染時の初期対応準備

労務管理班職員が発生段階に応じた診療機関や臨時医療施設となっている学校等を確認し、情報監理班へ情報提供する。

(2) 通勤手段の変更者数把握

第4段階以降、公共交通機関から自家用車、バイク、自転車等に通勤手段を変更する職員のため労務管理班職員は所属固有業務及び新規対応業務に従事すべき最小限度の人数を常に把握しておく。

3 第3段階以降

(1) 健康状態の確認

各所属の管理職の職にある者（以下「管理職員」という。）は、毎日所属職員本人や家族の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）を行い、本人や家族が感染した疑いがある場合には、医師の許可があるまで出勤しないよう指導するとともに労務管理班職員へ連絡する。

(2) 勤務可能職員の明確化

職員の健康状態把握のため、労務管理班にて出勤者ボードを作成する。各所属においても、日々の職員の健康状態や体制の把握のために、労務管理班に倣って出勤者ボードを作成する。

(3) 職場で職員が発症した場合の対処

衛生班が発症者を252会議室へ運び込んだ後、保健所等に設置される予定の発熱相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。

なお、発症の疑いのある職員の中で自力で動ける者は、原則病院に行かせるよう衛生班から指示させる。地域の感染拡大状況により、入院の勧告から自宅療養まで治療方針は刻々と変化するので、発症者を確認するたびに指示を受ける。

(4) 職員の家族が発症した場合の対処

- ア 職員本人だけでなく、同居する家族等の発症や職員の感染者との接触についても出勤する各所属の管理職員が把握して労務管理班職員が集約する。
- イ 同居家族が発症した場合、職員自身又は連絡を受けた労務管理班職員は、発熱相談センター（保健所）に連絡して指示を受ける。
- ウ 濃厚接触の可能性が高いと判断される場合は、保健所から外出自粛等を要請されることがあり、その場合は要請に従うものとする。
- エ 自宅待機等の期間が経過した後も発症しなかった場合は、発熱相談センター（保健所）の意見も踏まえ、その時点で改めて労務管理班職員にて出勤の可否を判断する。

第2節 従来業務への対応

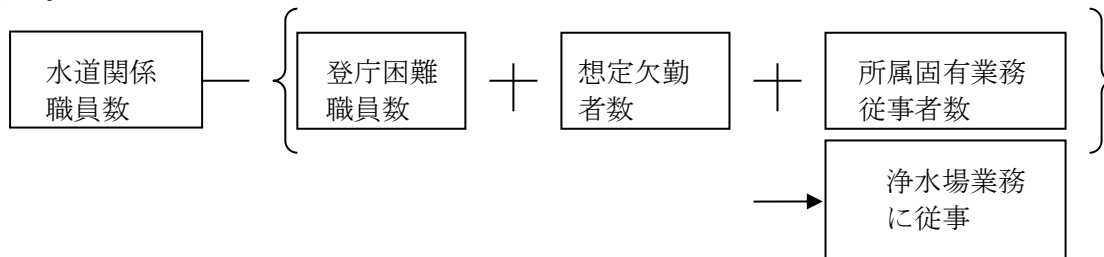
企業局が本来行うべき通常業務に関連して、対応すべき事柄は以下のとおりとする。なお、実際に発生する新型インフルエンザ等の特徴及び社会情勢の変化を踏まえ、弾力的な対応が必要とされる場合には、対策本部の決定に基づき対応するものとする。

第1 保安部門

保安センター運営会社における事業継続計画（高病原性新型インフルエンザ等流行時の事業継続計画）に基づくものとする。

第2 浄水場部門（浄水施設課が主導する。）

浄水場業務は、浄水管理センターに属する浄水施設課及び水質管理課が主として対応するが、優先業務への移行が決定された（優先、非優先が仕分けされた）段階以降は、下記のとおり、水道関係課である水道ガス整備課、水道ガス改良課、維持管理課の職員（ただし、水道の従来関連業務に従事する職員を除く）が、浄水場部門（労務管理班から応援要員の情報提供を受ける）の指示のもとに応援することとする。



1 浄水施設課（施設関係）

(1) 第1段階

- ア 各種委託契約締結時に必要事項を仕様書等に記載する。
- イ 工事の一時中止に関する必要事項を工事発注時の仕様書等に記載する。
- ウ 各種業務停止に関する広報資料（配布チラシ、HP、掲出物等）の原案を作成する。
- エ 工事一時中止命令に伴う措置については「大津市企業局工事の一時中止に係るガイドライン」に基づき検討する。
- オ 職員に感染予防・拡大防止対策の指導及び教育を行う。

(2) 第2段階

- ア 消耗品の調達を行い予備品として備蓄し、定期的な在庫確認を継続する。
- イ 工事一時中止命令期間中の保安巡回について請負人と協議し、定期的な保安報告を指示する。
- ウ 工事一時中止命令期間中の請負業者連絡体制を浄水施設課内に掲出し、職員間で共有する。
- エ 感染した可能性のある職員への対応準備を衛生班職員に準じて行う。

(3) 第3段階

- ア 各種委託業務、工事の請負業者に第4段階以降の体制について最終確認する。
- イ 関係各課に浄水場への応援要請の準備及び協議を行う。（応援名簿の作成：労務管理班から応援

要員情報を受け作成する。)

ウ 工事請負業者に対して保安巡回体制の最終確認を行う。

エ 工事請負業者に新型インフルエンザ等を理由として工事を一時中止することを再通知する。

(4) 第4段階以降

ア 受託者及び請負業者に業務停止を連絡する。(工事現場の保安確認報告を請負人に指示し、連絡のあった現場を市担当者が現場確認後業務を停止させておく。)

イ 第4段階以降は、浄水管理センター、真野浄水場、新瀬田浄水場の3基地への分散勤務とする。第5段階においては、原則として、優先業務の従事者及び連絡担当の管理職員が出勤し、他の職員は「浄水場運転管理業務」の要員として自宅待機又は交替要員とし、浄水場部門からの指示に従い業務に就く。

(5) 第4段階以降必要職員数

ア 第4段階においては分散勤務により、3密を防止した上で業務に従事する。第5段階においては原則として、優先業務に従事する最低限の人数とする。(人数は、別紙業務判断及び優先・非優先業務計画(以下「優先・非優先業務計画」という。)に掲げる。)

平日昼間センター内勤務

- ・水道施設維持管理者 3名
- 計 3名

※浄水関係者2名(3名)と連携する。

※分散事業所は全員自宅待機とする。

※各施設に異常があった場合、自宅待機者にて対応する。必要な車両、工具については、真野浄水場、浄水管理センター、新瀬田浄水場の3基地に配備済みであり最寄の基地に出向いてそのまま現場対応とする。

イ 第6段階においては可能な限り平常出勤(通常業務の実施再開)とする。

(6) 優先・非優先業務仕分け

優先・非優先業務仕分けは、優先・非優先業務計画のとおりとする。

2 浄水施設課(浄水関係)

(1) 第1段階

ア 各種委託契約締結時に必要事項を仕様書等に記載する。

イ 運転管理及び保安巡回委託業者並びに加圧施設及び配水池巡視点検業者に対し事業継続計画の策定を指示し、内容を確認のうえ必要事項を協議する。

ウ 工事の一時中止に関する必要事項を工事発注時の仕様書等に記載する。

エ 各種業務停止に関する広報資料(配布チラシ、HP、掲出物等)の原案を作成する。

オ 工事一時中止命令に伴う措置については「天津市企業局工事の一時中止に係るガイドライン」に基づき検討する。

カ 職員に感染予防・拡大防止対策の指導及び教育を行う。

(2) 第2段階

ア 薬品等の調査を行い、調達先に対して在庫量の確認をする。

イ 消耗品の調達を行い予備品として備蓄し、定期的な在庫確認を継続する。

ウ 加圧施設巡視点検業者に対して事業継続計画の開示を指示し、内容を再確認のうえ時点修正が必要な部分について修正を依頼する。

- エ 受託者に対して業務継続計画の開示を指示し、内容を再確認のうえ時点修正が必要な部分について修正を依頼する。
- オ 各種委託業務、工事等一時中止期間中の請負業者との協議を実施する。
- カ 各種委託業務、工事等一時中止期間中の請負業者の連絡体制表を場内掲示し、職員間で共有する。
- キ 加圧施設及び配水池巡視点検業者連絡体制を浄水課内に掲出し、職員間で共有する。
- ク 感染した可能性のある職員への対応準備を衛生班職員に準じて行う。

(3) 第3段階

- ア 各種委託業務、工事の請負業者に第4段階以降の体制について最終確認する。
- イ 工事請負業者に対して保安巡回体制の最終確認を行う。
- ウ 工事請負業者に新型インフルエンザ等を理由として工事を一時中止することを再通知する。
- エ 関係各課と浄水場運転管理業務について協議を行う。

(4) 第4段階以降

- ア 受託者及び請負業者に業務停止を連絡する。（工事現場の保安確認報告を請負人に指示し、連絡のあった現場を市担当者が現場確認後業務を停止させておく。）
- イ 優先実施業務である加圧施設及び配水池巡視点検について、従前どおり委託業者が実施し、報告する。
- ウ 浄水場及び加圧ポンプ場の水道施設運転管理業務を、優先・非優先業務計画に基づく緊急体制に移行する。

平日昼間センター内勤務

- ・中央管理室（運転管理） 1名
- ・構内点検者 1名＋1名（機器操作）不定期
- 計 2名（3名）

※施設関係者3名と連携する。

交代勤務 5名

◆浄水場の運転管理業務は、一部民間委託

- ・非常時優先業務は浄水場の運転管理に特化する。
- ・日勤は真野、膳所、新瀬田浄水場各1名、夜勤は真野、膳所、柳が崎浄水場各1名とする。
- ・外注委託業務等全て停止し、水運用に特化する。（緊急対応は柔軟に対応する）
- ・人員の確保については、民間委託業者で対応する。

3 水質管理課

(1) 第1段階

- ア 各種委託契約締結時に必要事項を仕様書等に記載する。
- イ 各種業務停止に関する広報資料（配布チラシ、HP、掲出物等）の原案を作成する。
- ウ 職員に感染予防・拡大防止対策の指導及び教育を行う。

(2) 第2段階

- ア 消耗品の調達を行い予備品として備蓄し、定期的な在庫確認を継続する。
- イ 感染した可能性のある職員への対応準備を衛生班職員に準じて行う。

(3) 第3段階

- ア 各種委託業務の受託業者に第4段階以降の体制について最終確認する。
- イ 前倒し可能な検査について、可能な限り実施する。
- ウ 第4段階以後の対応について確認する。

(4) 第4段階以降

- ア 受託者に業務停止や各種制限を連絡する。
- イ 基準項目の検査月の場合、状況により検査実施を翌月移行に延期する。
- ウ 原則として、優先業務の従事者及び連絡担当の管理職員が出勤し、他の職員は自宅待機又は交替要員とし、浄水場部門からの指示に従い業務に就く。

(5) 第4段階以降必要職員数

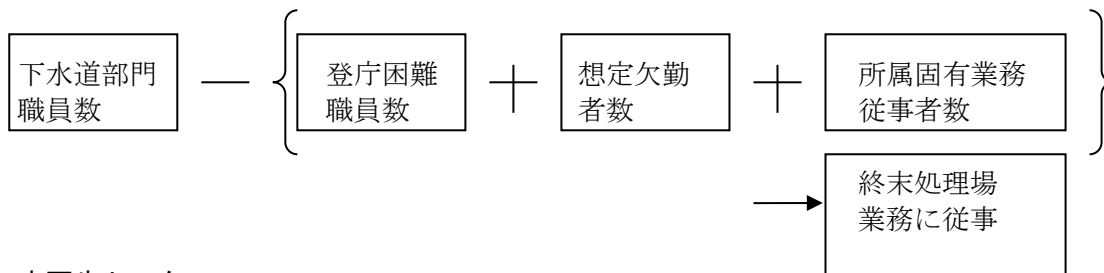
- ア 第4段階及び第5段階においては、原則として、優先業務に従事する最低限の人数とする。（人数は、優先・非優先業務計画に掲げる。）
- イ 第6段階においては可能な限り平常出勤（通常業務の実施再開）とする。

(6) 優先・非優先業務仕分け

- 優先・非優先業務仕分けは、優先・非優先業務計画のとおりとする。

第3 終末処理場部門（水再生センターが主導する。）

終末処理場業務は、水再生センターが主として対応するが、優先業務への移行が決定された（優先、非優先が仕分けされた）段階以降は、下記のとおり、下水道部門である下水道整備課及び下水道施設課の職員（ただし、下水道の従来関連業務に従事する職員を除く）が、終末処理場部門（労務管理班から応援要員の情報提供を受ける）の指示のもとに応援することとする。



1 水再生センター

(1) 第1段階

- ア 各種委託契約締結時に必要事項を仕様書等に記載する。
- イ 工事の一時中止に関する必要事項を工事発注時の仕様書等に記載する。
- ウ 運転管理委託業者に対し業務継続計画の策定を指示し、内容を確認のうえ必要事項を協議する。
- エ 業務停止に関する広報資料の原案を作成する。
（屋上公園利用、テニスコート利用及び抽選会、施設見学、会議室利用）
- オ 工事一時中止命令に伴う措置については「大津市企業局工事の一時中止に係るガイドライン」に基づき検討する。
- カ 職員に感染予防・拡大防止対策の指導及び教育を行う。

(2) 第2段階

- ア 消耗品の調達を行い予備品として備蓄し、定期的な在庫確認を継続する。
- イ 受託者に対して業務継続計画の開示を指示し、内容を再確認のうえ時点修正が必要な部分について修正を依頼する。
- ウ 各種委託業務、工事等一時中止期間中の請負業者との協議を実施する。
- エ 各種委託業務、工事等一時中止期間中の請負業者の連絡体制表をセンター内に掲示し、職員間で共有する。
- オ 感染した可能性のある職員への対応準備を衛生班職員に準じて行う。
- カ 屋上公園利用者（テニスコート利用者を含む）、施設見学者、会議室利用者等に対して新型インフルエンザ等を理由として一時中止することがある旨を周知する。

(3) 第3段階

- ア 分散勤務体制に備え、膳所浄水場でのOA機器の使用環境を準備する。
- イ 各種委託業務、工事の請負業者に第4段階以降の体制について最終確認する。
- ウ 関係各課に水再生センターへの応援要請の準備及び協議を行う。（応援名簿の作成：労務管理班から応援要員情報を受けて作成する。）
- エ 関係各課と水再生センター運転管理業務について協議を行う。
- オ 工事請負業者に新型インフルエンザ等を理由として工事を一時中止することを再通知する。
- カ 屋上公園利用者（テニスコート利用者を含む）、施設見学者に対して新型インフルエンザ等を理由として一時中止することを周知する。

(4) 第4段階以降

水再生センター及び中継ポンプ場の運転管理業務を下記の緊急体制要領に従い緊急体制に移行する。
(応援職員及び当該職員とで終末処理場業務を行う)

緊急体制要領

1. 非常体制の基本的な考え方

水再生センター業務を、「終末処理場・中継ポンプ場維持業務」として、現行の勤務体制を変更して、新たに非常勤務体制を構築する。勤務期間を1週間単位で相互交替体制又は分散勤務（水再生センター3名・膳所浄水場3名）とし、勤務外職員（交替要員等）は、自宅待機（在宅勤務）とする。

2. 非常勤務体制

水再生センターの非常勤務体制は下表のとおりであり、最大欠勤率40%（厚生労働省の想定）とした場合、他課から最低2名の応援が必要である。

- ① 緊急体制時の最低業務は、終末処理場運転管理業務とする。
- ② 事務処理等緊急を要しない業務は延期する。

水再生センターの非常勤務体制(1班あたり)

【受託者】

(運転管理業務委託)

勤務員：8名×4班＝32名

必要人員：昼勤（AM8:30～ PM5:15）6名

 ：全日（AM8:45～ AM8:45）2名

計8名

(中継ポンプ場維持管理委託)

勤務員：1名×4班＝4名

必要人員：昼勤（AM8:45～ PM5:15）1名

計1名

【直営職員】

勤務員：3名×2班＝6名

必要人員：昼勤（AM8:45～ PM5:25）3名

 ：夜勤（委託業者対応）

計3名

業 務		昼 勤	夜 勤	必要人員等
水再生センター（直営）	処理場業務	3名	0名	3名
受託事業者	処理場業務委託	8名	2名	10名
	ポンプ場業務委託	1名	0名	1名
合 計		12名	2名	14名

3. 感染予防対策について

終末処理場運転管理業務を継続し、工事等は休止する。

水再生センターへの出入りを規制する。

（屋上公園等施設利用及び利用抽選会の中止、施設見学の中止、会議室使用の中止）

流行期間中は公共交通機関を利用した通常の出勤は行わない。

勤務員のマスク、消毒用アルコール等を確保する。

職員に感染予防や健康状態の自己把握を周知する。

(5) 第4段階以降必要職員数

ア 第4段階及び第5段階においては、原則として、優先業務に従事する最低限の人数とする。（人

数は、別紙業務判断及び優先・非優先業務計画（以下「優先・非優先業務計画」という。）に掲げる。）

イ 第6段階においては可能な限り平常出勤（通常業務の実施再開）とする。

(6) 優先・非優先業務仕分け

優先・非優先業務仕分けは、優先・非優先業務計画のとおりとする。

第4 総務部門

1 企業総務課

(1) 第1段階

- ア 各種業務停止に関する広報資料（配布チラシ、HP、掲出物等）の原案を作成する。
- イ 保守契約業者に対し業務継続計画策定を指示し、内容を確認のうえ必要事項を協議する。
- ウ 各種委託契約締結時に必要事項を仕様書等に記載する。
- エ 大阪ガスの研修について、どの時期まで研修を実施できるのか協議する。
- オ 職員に感染予防・拡大防止対策の指導及び教育を行う。

(2) 第2段階

- ア 消耗品の調達を行い予備品として備蓄し、定期的な在庫確認を継続する。
- イ 研修案内時に研修を延期する基準を記載する。
- ウ 日本水道協会滋賀県支部事業運営について、制限をかけることに関して幹事会に諮る。
- エ 保守契約業者に対して業務継続計画の開示を指示し、内容を再確認のうえ時点修正が必要な部分について修正を依頼する。
- オ 保守契約業者連絡体制を企業総務課内に掲出し、職員間で共有する。

(3) 第3段階

- ア 研修センター業務を完全停止し、水道・ガス保安体制の移行準備を始める。
- イ 保守契約業者に対して体制の最終確認を行う。
- ウ 日本水道協会滋賀県支部の運営方針の最終確認を行う。

(4) 第4段階以降

- ア 原則として、優先業務の従事者及び連絡担当の管理職員が出勤し、他の職員は在宅にて出勤職員の交替要員として健康管理を徹底する。
- イ 給与支給時期においては、原則として担当職員1名が出勤し、市人事課と連携しながら給与を支給する。
- ウ 研修センターを完全に水道・ガス保安体制へと移行する。
- エ 機器の故障やシステムエラー発生時には、出勤している管理職員が担当職員と保守契約業者へ連絡し、必要に応じて担当職員が出勤し対応する。

(5) 第4段階以降必要職員数

- ア 第4段階及び第5段階においては、原則として、優先業務に従事する最低限の人数とする。（人数は、優先・非優先業務計画に掲げる。）
- イ 第6段階においては可能な限り平常出勤（通常業務の実施再開）とする。

(6) 優先・非優先業務仕分け

優先・非優先業務仕分けは、優先・非優先業務計画のとおりとする。

2 危機管理室

(1) 第1段階

- ア 日本水道協会、日本ガス協会等の関係機関との協議・連絡調整を行う。
- イ 各種委託契約締結時に必要事項を仕様書等に記載する。
- ウ 各種業務停止に関する広報資料（配布チラシ、HP、掲出物等）の原案を作成する。

- エ 職員に感染予防・拡大防止対策の指導及び教育を行う。
- オ 企業局内連絡用メール配信システムを用いて各段階の情報を職員に提供する。

(2) 第2段階

- ア 消耗品の調達を行い予備品として備蓄し、定期的な在庫確認を継続する。

(3) 第3段階

- ア 第2段階からの体制を継続する。

(4) 第4段階以降

- ア 原則として、優先業務の従事者及び連絡担当の管理職員が出勤し、他の職員は在宅にて出勤職員の交替要員として健康管理を徹底する。

(5) 第4段階以降必要職員数

- ア 第4段階及び第5段階においては、原則として、優先業務に従事する最低限の人数とする。
(人数は、優先・非優先業務計画に掲げる。)
- イ 第6段階においては可能な限り平常出勤（通常業務の実施再開）とする。

(6) 優先・非優先業務仕分け

- 優先・非優先業務仕分けは、優先・非優先業務計画のとおりとする。

3 経営戦略室

(1) 第1段階

- ア 各種業務停止に関する広報資料（配布チラシ、HP、掲出物等）の原案を作成する。
- イ 保守契約業者に対し業務継続計画策定を指示し、内容を確認のうえ必要事項を協議する。
- ウ 各種委託契約締結時に必要事項を仕様書等に記載する。
- エ HPプロバイダの稼働限界がどの時期になるのか聞き取りする。
- オ 職員に感染予防・拡大防止対策の指導及び教育を行う。

(2) 第2段階

- ア 消耗品の調達を行い予備品として備蓄し、定期的な在庫確認を継続する。
- イ 各所属より第3段階以降に業務停止とする項目について、広報資料を収集し、企業局のHPやパイプラインに掲載してお客さまに通知する。
- ウ 保守契約業者に対して業務継続計画の開示を指示し、内容を再確認のうえ時点修正が必要な部分について修正を依頼する。
- エ 保守契約業者連絡体制を経営戦略室内に掲出し、職員間で共有する。

(3) 第3段階

- ア 保守契約業者に対して体制の最終確認を行う。
- イ テレビ、ラジオ、広報紙、HP等で第4段階での業務停止及び縮小について告知する。
- ウ パイプライン配達中止体制の最終確認を行う。

(4) 第4段階以降

- ア 原則として、優先業務の従事者及び連絡担当の管理職員が出勤し、他の職員は在宅にて出勤職員の交替要員として健康管理を徹底する。
- イ 機器の故障やシステムエラー発生時には、出勤している管理職員が担当職員と保守契約業者へ

連絡し、必要に応じて担当職員が出勤し対応する。

- ウ HP更新業務は専門知識を有する職員が在宅勤務で対応する。(HP情報は各所属からの掲載依頼を担当職員へFAX又はメールで連絡)

(5) 第4段階以降必要職員数

- ア 第4段階及び第5段階においては、原則として、優先業務に従事する最低限の人数とする。(人数は、優先・非優先業務計画に掲げる。)
- イ 第6段階においては可能な限り平常出勤(通常業務の実施再開)とする。

(6) 優先・非優先業務仕分け

優先・非優先業務仕分けは、優先・非優先業務計画のとおりとする。

4 経営経理課

(1) 第1段階

- ア 保守契約業者に対し業務継続計画策定を指示し、内容を確認のうえ必要事項を協議する。
- イ 各種委託契約締結時に必要事項を仕様書等に記載する。
- ウ 各種業務停止に関する広報資料の原案作成を各課へ依頼する。
- エ 職員に感染予防・拡大防止対策の指導及び教育を行う。

(2) 第2段階

- ア 消耗品の調達を行い予備品として備蓄し、定期的な在庫確認を継続する。
- イ 保守契約業者に対して業務継続計画の開示を指示し、内容を再確認のうえ時点修正が必要な部分について修正を依頼する。
- ウ 保守契約業者連絡体制を経営経理課内に掲出し、職員間で共有する。

(3) 第3段階

- ア 保守契約業者に対して体制の最終確認を行う。
- イ 以下の方法で、第4段階での業務停止について告知する。
 - ・出納事務については、業務の制限に関して企業局内に周知徹底するとともに債権者に対しては企業局のHP等で周知する。

(4) 第4段階以降

- ア 原則として、優先業務の従事者及び連絡担当の管理職員が出勤し、他の職員は在宅にて出勤職員の交替要員として健康管理を徹底する
- イ 機器の故障やシステムエラー発生時には、出勤している管理職員が担当職員と保守契約業者へ連絡し、必要に応じて担当職員が出勤し対応する。

(5) 第4段階以降必要職員数

- ア 第4段階及び第5段階においては、原則として、優先業務に従事する最低限の人数とする。(人数は、優先・非優先業務計画に掲げる。)
- イ 第6段階においては可能な限り平常出勤(通常業務の実施再開)とする。

(6) 優先・非優先業務仕分け

優先・非優先業務仕分けは、優先・非優先業務計画のとおりとする。

5 契約管財課

(1) 第1段階

- ア 保守契約業者に対し業務継続計画策定を指示し、内容を確認のうえ必要事項を協議する。
- イ 各種委託契約締結時に必要事項を仕様書等に記載する。
- ウ 各種業務停止に関する広報資料（工事、物品等の契約業者に対するHP、通知文等）の原案を作成する。
- エ 職員に感染予防・拡大防止対策の指導及び教育を行う。

(2) 第2段階

- ア 消耗品の調達を行い予備品として備蓄し、定期的な在庫確認を継続する。
- イ 保守契約業者に対して業務継続計画の開示を指示し、内容を再確認のうえ時点修正が必要な部分について修正を依頼する。
- ウ 保守契約業者連絡体制を契約管財課内に掲出し、職員間で共有する。

(3) 第3段階

- ア 保守契約業者に対して体制の最終確認を行う。
- イ 以下の方法で、第4段階での業務停止について告知する。
 - ・契約事務については、公告及び指名中の案件については、企業局のHPで中止する旨の案内をし、加えて指名業者に対して、電話等にて連絡を行う。
 - ・上下水道ガス器材の採用承認業務の停止について来庁した関係企業にチラシを配布するとともに、企業局のHPにも掲載する。
 - ・各種の調達業務について、既に調達を依頼している場合は、必要度と納期を勘案のうえFAX、メール又は電話にて原則として調達を中断する。

(4) 第4段階以降

- ア 原則として、優先業務の従事者及び連絡担当の管理職員が出勤し、他の職員は在宅にて出勤職員の交替要員として健康管理を徹底する。
- イ 機器の故障やシステムエラー発生時には、出勤している管理職員が担当職員と保守契約業者へ連絡し、必要に応じて担当職員が出勤し対応する。

(5) 第4段階以降必要職員数

- ア 第4段階及び第5段階においては、原則として、優先業務に従事する最低限の人数とする。（人数は、優先・非優先業務計画に掲げる。）
- イ 第6段階においては可能な限り平常出勤（通常業務の実施再開）とする。

(6) 優先・非優先業務仕分け

優先・非優先業務仕分けは、優先・非優先業務計画のとおりとする。

6 工事監理課

(1) 第1段階

- ア 工事検査依頼に対する回答に新型インフルエンザ等を理由として検査を一時中止する可能性があることを明記する。
- イ 各種業務停止に関する広報資料（配布チラシ、HP、掲出物等）の原案を作成する。
- ウ 職員に感染予防・拡大防止対策の指導及び教育を行う。

(2) 第2段階

- ア マッピングシステムにおいて、地図情報をPDF化しCD-Rで保存する。(バックアップの作製)
- イ 工事一時中止命令期間中の請負業者連絡体制を工事監理課内に掲出し、職員間で共有する。

(3) 第3段階

- ア 工事検査依頼に対する回答に新型インフルエンザ等を理由として一時中止することを再通知する。
- イ 以下の方法で、第4段階での業務停止について告知する。
 - ・上下水道ガス器材の採用承認業務の停止について来庁した関係企業にチラシを配布するとともに、企業局のHPにも掲載する。
- ウ 関係各課との協議により緊急性を要する検査については、有資格者に自主検査を指示し、その結果を速やかに電話やFAX、電子メール等による報告を受ける。

(4) 第4段階以降

- ア 原則として、優先業務の従事者及び連絡担当の管理職員が出勤し、他の職員は在宅にて出勤職員の交替要員として健康管理を徹底する。

(5) 第4段階以降必要職員数

- ア 第4段階及び第5段階においては、原則として、優先業務に従事する最低限の人数とする。(人数は、優先・非優先業務計画に掲げる。)
- イ 第6段階においては可能な限り平常出勤(通常業務の実施再開)とする。

(6) 優先・非優先業務仕分け

優先・非優先業務仕分けは、優先・非優先業務計画のとおりとする。

7 料金収納課

(1) 第1段階

- ア 保守契約業者及び包括委託業者に対して業務継続計画策定を指示し、内容を確認のうえ必要事項を協議する。
- イ 各種委託契約締結時に必要事項を仕様書等に記載する。
- ウ 各種業務停止に関する広報資料(配布チラシ、HP、掲出物等)の原案を作成する。
- エ 職員に感染予防・拡大防止対策の指導及び教育を行う。

(2) 第2段階

- ア 消耗品の調達を行い予備品として備蓄し、定期的な在庫確認を継続する。
- イ 保守契約業者及び包括委託業者に対して業務継続計画の開示を指示し、内容を再確認のうえ時点修正が必要な部分について修正を依頼する。
- ウ 各種委託契約業者連絡体制を料金収納課内に掲出し、職員間で共有する。
- エ 受付窓口において、消毒液の設置、職員のマスク着用を徹底する。
- オ 収納取扱金融機関及び各種委託業者の稼働状況を確認する。
- カ 包括委託業者と滞納整理スケジュールの変更について協議する。
- キ 包括委託業者と検針業務停止時の使用量認定時のシステム変更について協議する。
- ク メーター取替委託業者と取替業務停止時の対応策について協議する。

(3) 第3段階

- ア 各種委託契約業者に対して体制の最終確認を行う。
- イ テレビ、ラジオ、広報紙、HP等で第4段階での業務停止及び縮小について告知する。
- ウ 包括委託業者に対し、督促業務及び供給停止業務の停止を指示する。但し、開栓業務等、やむを得ず行う場合には防護服等を着用のうえ実施する。

(4) 第4段階以降

- ア 原則として、優先業務の従事者及び連絡担当の管理職員が出勤し、他の職員は在宅にて出勤職員の交替要員として健康管理を徹底する。
- イ 検針員が10名欠けた段階で検針業務を停止し、前年同月又は前回使用量により使用量認定を行い請求する。
- ウ 納付書発送業務は通常どおりか又は使用量認定により継続する。
- エ メーター取替業務についてハガキ送付を停止すると共に、業務停止する。また、山上倉庫分については、入出庫停止とする。

(5) 第4段階以降必要職員数

- ア 第4段階及び第5段階においては、原則として、優先業務に従事する最低限の人数とする。(人数は、優先・非優先業務計画に掲げる。)
- イ 第6段階においては可能な限り平常出勤(通常業務の実施再開)とするが、検針業務については、認定使用量と実際の使用量との誤差が大きな場合はその誤差を補正する業務を優先する。

(6) 優先・非優先業務仕分け

優先・非優先業務仕分けは、優先・非優先業務計画のとおりとする。

第5 技術部門

1 水道ガス整備課

(1) 第1段階

- ア 各種委託契約締結時に必要事項を仕様書等に記載する。
- イ 工事の一時中止に関する必要事項を工事発注時の仕様書等に記載する。
- ウ 各種業務停止に関する広報資料（給水申請者に対する通知文書等）の原案を作成する。
- エ 工事一時中止命令に伴う措置については「大津市企業局工事の一時中止に係るガイドライン」に基づき検討する。
- オ 職員に感染予防・拡大防止対策の指導及び教育を行う。

(2) 第2段階

- ア 消耗品の調達を行い予備品として備蓄し、定期的な在庫確認を継続する。
- イ 工事一時中止命令期間中の保安巡回について請負人と協議し、定期的な保安報告を指示する。
- ウ 工事一時中止命令期間中の請負業者連絡体制を共有フォルダ内に格納し、職員間で共有する。

(3) 第3段階

- ア 各種委託業務、工事の請負業者に第4段階以降の体制について最終確認する。
- イ 工事請負業者に対して保安巡回体制の最終確認を行う。
- ウ 工事請負業者に新型インフルエンザ等を理由として工事を一時中止することを再通知する。

(4) 第4段階以降

- ア 受託者及び請負業者に業務停止を連絡する。工事現場の保安確認報告を請負人に指示し、連絡のあった現場を市担当者が現場確認後、業務を停止する。
- イ なお、作業工程上停止した場合にリスク及び影響が大きいと判断する工事については継続し、担当係員の出勤はやむを得ないとする。
- ウ 原則として、優先業務の従事者及び連絡担当の管理職員が出勤し、他の職員は在宅にて出勤職員の交替要員として健康管理を徹底する。

(5) 第4段階以降必要職員数

- ア 第4段階及び第5段階においては、原則として、優先業務に従事する最低限の人数とする。（人数は、優先・非優先業務計画に掲げる。）
- イ 第6段階においては可能な限り平常出勤（通常業務の実施再開）とする。

(6) 優先・非優先業務仕分け

優先・非優先業務仕分けは、優先・非優先業務計画のとおりとする。

2 水道ガス改良課

(1) 第1段階

- ア 各種委託契約締結時に必要事項を仕様書等に記載する。
- イ 工事の一時中止に関する必要事項を工事発注時の仕様書等に記載する。
- ウ 移設依頼の回答に新型インフルエンザ等を理由に一時中止する可能性があることを明記する。
- エ 各種業務停止に関する広報資料（給水申請者に対する通知文書等）の原案を作成する。
- オ 工事一時中止命令に伴う措置については「大津市企業局工事の一時中止に係るガイドライン」に基づき検討する。

カ 職員に感染予防・拡大防止対策の指導及び教育を行う。

(2) 第2段階

- ア 消耗品の調達を行い予備品として備蓄し、定期的な在庫確認を継続する。
- イ 工事一時中止命令期間中の現場巡回について請負人と協議し、定期的な現場報告を指示する。
- ウ 工事一時中止命令期間中の請負業者連絡体制を水道ガス改良課内に掲出し、職員間で共有する。

(3) 第3段階

- ア 各種委託業務、工事の請負業者に第4段階以降の体制について最終確認する。
- イ 他工事に伴う移設工事の申請者、請負業者に事前通知する。
- ウ 工事請負業者に対して現場巡回体制の最終確認を行う。
- エ 移設依頼者に新型インフルエンザ等を理由として移設を一時中止することを再通知する。

(4) 第4段階以降

- ア 受託者及び請負業者に業務停止を連絡する。工事現場の保安確認報告を請負人に指示し、連絡のあった現場を市担当者が現場確認後、業務を停止する。
- イ なお、安定給水又はガス供給における保安を確保するためやむを得ない工事については、安定給水又はガス供給における保安の確保が確認されるまで対策工事（本体工事ではない。）を継続し、担当係員の出勤はやむを得ないとする。
- ウ 原則として、優先業務の従事者及び連絡担当の管理職員が出勤し、他の職員は在宅にて出勤職員の交替要員として健康管理を徹底する。

(5) 第4段階以降必要職員数

- ア 第4段階及び第5段階においては、原則として、優先業務に従事する最低限の人数とする。（人数は、優先・非優先業務計画に掲げる。）
- イ 第6段階においては可能な限り平常出勤（通常業務の実施再開）とする。

(6) 優先・非優先業務仕分け

優先・非優先業務仕分けは、優先・非優先業務計画のとおりとする。

3 お客様設備課

(1) 第1段階

- ア 保守契約業者に対し業務継続計画策定を指示し、内容を確認のうえ必要事項を協議する。
- イ 各種委託契約締結時に必要事項を仕様書等に記載する。
- ウ 供給申請に対する回答に新型インフルエンザ等を理由として中断・中止する可能性があることを明記する。
- エ 工事の一時中止に関する必要事項を工事発注時の仕様書等に記載する。
- オ 各種業務停止に関する広報資料（給水、供給、水洗化申請者に対する通知文等）の原案を作成する。
- カ 工事一時中止命令に伴う措置については「大津市企業局工事の一時中止に係るガイドライン」に基づき検討する。
- キ 職員に感染予防・拡大防止対策の指導及び教育を行う。

(2) 第2段階

- ア 消耗品の調達を行い予備品として備蓄し、定期的な在庫確認を継続する。
- イ 保守契約業者に対して業務継続計画の開示を指示し、内容を再確認のうえ時点修正が必要な部分について修正を依頼する。

ウ 保守契約業者及び工事中断・中止期間中の請負業者連絡体制をお客様設備課内に掲出し、職員間で共有する。

(3) 第3段階

ア 保守契約業者及び工事請負業者に第4段階以降の体制について最終確認する。

イ 保守契約業者に対して体制の最終確認を行う。

ウ 工事請負業者に対して保安巡回体制の最終確認を行う。

エ 供給申請に対する回答に新型インフルエンザ等を理由として業務を一時中止することを再通知する。

オ 以下の方法で、第4段階での業務停止について告知する。

・水道ガス配管図照会業務の停止について、配管情報閲覧窓口に掲出する。

(4) 第4段階以降

ア 原則として、優先業務の従事者及び連絡担当の管理職員が出勤し、他の職員は在宅にて出勤職員の交替要員として健康管理を徹底する。

(5) 第4段階以降必要職員数

ア 第4段階及び第5段階においては、原則として、優先業務に従事する最低限の人数とする。
(人数は、優先・非優先業務計画に掲げる。)

イ 第6段階においては可能な限り平常出勤（通常業務の実施再開）とする。

(6) 優先・非優先業務仕分け

優先・非優先業務仕分けは、優先・非優先業務計画のとおりとする。

第6 施設部門

1 維持管理課

(1) 第1段階

- ア 各種委託契約締結時に必要事項を仕様書等に記載する。
- イ 工事の一時中止に関する必要事項を工事発注時の仕様書等に記載する。
- ウ 各種業務停止に関する広報資料（給水申請者に対する通知文等）の原案を作成する。
- エ 工事一時中止命令に伴う措置については「天津市企業局工事の一時中止に係るガイドライン」に基づき検討する。
- オ 職員に感染予防・拡大防止対策の指導及び教育を行う。
- カ 保安センター運営会社及び液化石油ガス販売事業に係る原料供給者に対し業務継続計画策定を指示し、内容を確認のうえ必要な事項を協議する。

(2) 第2段階

- ア 消耗品の調達を行い予備品として備蓄し、定期的な在庫確認を継続する。
- イ 工事一時中止命令期間中の現場巡回について請負人と協議し、定期的な現場報告を指示する。
- ウ 工事一時中止命令期間中の請負業者連絡体制を維持管理課内に掲出し、職員間で共有する。
- エ 保守契約業者連絡体制を維持管理課内に掲出し、職員間で共有する。
- オ 保安センター運営会社及び液化石油ガス販売事業に係る原料供給者に対して業務継続計画の開示を指示し、内容を再確認のうえ時点修正が必要な部分について修正を依頼する。

(3) 第3段階

- ア 各種委託業務、工事の請負業者に第4段階以降の体制について最終確認する。
- イ 工事請負業者に対して現場巡回体制の最終確認を行う。
- ウ 工事請負業者に新型インフルエンザ等を理由として工事を一時中止することを再通知する。

(4) 第4段階以降

- ア 受託者及び請負業者に業務停止を連絡する。工事現場の保安確認報告を請負人に指示し、連絡のあった現場を市担当者が現場確認後、業務を停止する。
- イ 原則として、優先業務の従事者及び連絡担当の管理職員が出勤し、他の職員は在宅にて出勤職員の交替要員として健康管理を徹底する。

(5) 第4段階以降必要職員数

- ア 第4段階及び第5段階においては、原則として、優先業務に従事する最低限の人数とする。（人数は、優先・非優先業務計画に掲げる。）
- イ 第6段階においては可能な限り平常出勤（通常業務の実施再開）とする。

(6) 優先・非優先業務仕分け

優先・非優先業務仕分けは、優先・非優先業務計画のとおりとする。

第7 下水道部門

1 下水道整備課

(1) 第1段階

- ア 各種委託契約締結時に必要事項を仕様書等に記載する。
- イ 工事の一時中止に関する必要事項を工事発注時の仕様書等に記載する。
- ウ 工事検査依頼及び移設依頼に対する回答に新型インフルエンザ等を理由として一時中止する可能性があることを明記する。
- エ 各種業務停止に関する広報資料（配布チラシ、HP、通知文等）の原案を作成する。
- オ 工事一時中止命令に伴う措置については「大津市企業局工事の一時中止に係るガイドライン」に基づき検討する。
- カ 職員に感染予防・拡大防止対策の指導及び教育を行う。

(2) 第2段階

- ア 消耗品の調達を行い予備品として備蓄し、定期的な在庫確認を継続する。
- イ 各種委託業務、工事等一時中止期間中の請負業者との協議を実施する。
- ウ 各種委託業務、工事等一時中止期間中の請負業者の連絡体制表を課内に掲示し、職員間で共有する。
- エ 受付窓口において、消毒液の設置、職員のマスクの着用を徹底する。
- オ 各種委託業者の稼動状況を確認する。

(3) 第3段階

- ア 各種委託業務、工事の請負業者に第4段階以降の体制について最終確認する。また工事請負業者に対して保安巡回体制の最終確認を行う。
- イ 工事請負業者に新型インフルエンザ等を理由として工事を一時中止することを再通知する。
- ウ 工事検査依頼及び移設依頼に対する回答に新型インフルエンザ等を理由として移設を一時中止することを再通知する。
- エ 関係各課との協議により緊急性を要する検査については、有資格者に自主検査を指示し、その結果を速やかに電話やFAX、電子メール等による報告を受ける。

(4) 第4段階以降

- ア 受託者及び請負業者に業務停止を連絡。工事現場の保安確認報告を請負人に指示し、連絡のあった現場を市担当者が現場確認後業務を停止する。
- イ 原則として、優先業務の従事者及び連絡担当の管理職員が出勤し、他の職員は在宅にて出勤職員の交替要員として健康管理を徹底する。
- ウ 機器の故障やシステムエラー発生時などには、出勤している管理職員が担当職員と各種契約業者へ連絡し、必要に応じて担当職員が出勤し対応する。

(5) 第4段階以降必要職員数

- ア 第4段階及び第5段階においては、原則として、優先業務に従事する最低限の人数とする。（人数は、優先・非優先業務計画に掲げる。）
- イ 第6段階においては可能な限り平常出勤（通常業務の実施再開）とする。

(6) 優先・非優先業務仕分け

優先・非優先業務仕分けは、優先・非優先業務計画のとおりとする。

2 下水道施設課

(1) 第1段階

- ア 緊急清掃及び現場確認に係る委託契約業者に対し、業務継続計画策定を指示し、内容を確認のうえ必要事項を協議する。
- イ 各種委託契約締結時に必要事項を仕様書等に記載する。
- ウ 工事の一時中止に関する必要事項を工事発注時の仕様書等に記載する。
- エ 工事検査依頼及び移設依頼に対する回答に新型インフルエンザ等を理由として一時中止する可能性があることを明記する。
- オ 各種業務停止に関する広報資料（配布チラシ、HP、通知文等）の原案を作成する。
- カ 工事一時中止命令に伴う措置については「天津市企業局工事の一時中止に係るガイドライン」に基づき検討する。
- キ 職員に感染予防・拡大防止対策の指導及び教育を行う。

(2) 第2段階

- ア 消耗品の調達を行い予備品として備蓄し、定期的な在庫確認を継続する。
- イ 緊急清掃及び現場確認に係る委託契約業者に対して業務継続計画の開示を指示し、内容を再確認のうえ時点修正が必要な部分について修正を依頼する。
- ウ 各種委託業務、工事等一時中止期間中の請負業者との協議を実施する。
- エ 各種委託業務、工事等一時中止期間中の請負業者の連絡体制表を課内に掲示し、職員間で共有する。
- オ 工事等を一時中止した際の国の補助事業の執行対応について、関係課の対応をとりまとめ、県下水道課と事前協議を行う。
- カ 受付窓口において、消毒液の設置、職員のマスクの着用を徹底する。
- キ 収納取扱金融機関及び各種委託業者の稼動状況を確認する。

(3) 第3段階

- ア 各種委託業務、工事の請負業者に第4段階以降の体制について最終確認する。また工事請負業者に対して保安巡回体制の最終確認を行う。
- イ 緊急清掃及び現場確認に係る委託業者に対して体制の最終確認を行う。
- ウ 受益者負担金未納者督促訪問を停止し、電話及び文書での督促とする。
- エ 工事請負業者に新型インフルエンザ等を理由として工事を一時中止することを再通知する。
- オ 第2段階で協議した国の補助事業の執行対応について、県下水道課と最終確認を行う。
- カ 工事検査依頼及び移設依頼に対する回答に新型インフルエンザ等を理由として移設を一時中止することを再通知する。
- キ 関係各課との協議により緊急性を要する検査については、有資格者に自主検査を指示し、その結果を速やかに電話やFAX、電子メール等による報告を受ける。

(4) 第4段階以降

- ア 受託者及び請負業者に業務停止を連絡。工事現場の保安確認報告を請負人に指示し、連絡のあった現場を市担当者が現場確認後業務を停止する。
- イ 原則として、優先業務の従事者及び連絡担当の管理職員が出勤し、他の職員は在宅にて出勤職員の交替要員として健康管理を徹底する。
- ウ 機器の故障やシステムエラー発生時などには、出勤している管理職員が担当職員と各種契約業者へ連絡し、必要に応じて担当職員が出勤し対応する。

(5) 第4段階以降必要職員数

- ア 第4段階及び第5段階においては、原則として、優先業務に従事する最低限の人数とする。
(人数は、優先・非優先業務計画に掲げる。)
- イ 第6段階においては可能な限り平常出勤（通常業務の実施再開）とする。

(6) 優先・非優先業務仕分け

優先・非優先業務仕分けは、優先・非優先業務計画のとおりとする。

第3節 新型インフルエンザ等対策本部

国内において新型インフルエンザ等が発生し、又は発生の可能性がある場合、必要に応じて別に定める「大津市企業局新型インフルエンザ等対策本部設置要綱」に基づき対策本部を設置することができる。

対策本部は、市の対策本部等において収集した新型インフルエンザ等に関する情報の共有を図るとともに、実際に発生する新型インフルエンザ等の特徴によって弾力的な対応が必要と考えられる場合には、この業務計画に掲げる対策及び取組に加えて、新たな対策等について速やかに調整を図るとともに、その進捗に応じて指示を行うものとする。

なお、第6段階に至った場合には、市対策本部等と調整を図った上で、対策本部の解散を協議することとする。

第4節 計画の推進に向けて

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能といわれている。また、交通手段の発達により地球規模で大量の人が短時間に移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。ひとたび国内で発生すれば感染拡大による健康被害は甚大となり、社会・経済の破綻が危惧される。

こうした事態を生じさせないように、国、県、大津市と共に企業局が果たすべき役割を認識し、本計画に掲げた項目について、企業局を挙げて対応していかなければならない。

なお、仮に大流行した場合であっても、必ずしも予測どおり展開するものではなく、発生する事態も様々であると考えられることから、この業務計画は今後の情勢の変化等を踏まえて、随時見直し、必要に応じて修正を加えるものとする。

【改正履歴】

平成21年3月	制定
平成22年3月31日	改定
平成26年3月17日	改定
平成30年4月1日	改定
平成31年4月1日	改定
令和2年4月1日	改定
令和2年12月1日	改定